

令和2年度第1回愛知県障害者自立支援協議会（令和2年7月29日に書面で意見照会）で、第4期愛知県障害者計画と第6期障害福祉計画を一体化した新プランについて、骨子案をお示しして意見聴取しました。委員からの意見及び県の回答は下記のとおりです。

該当箇所	意見	回答
第5章 6 保健・医療 の推進	ピアサポーター養成研修は、年々受講する方が増えている事は、良い事である。然し、ピアサポーターが増える一方で、活動場所が増えていないのが現状である。養成研修の内容等の見直し、活動場所を訪問支援などにつなげるような取り組みを考えてほしいです。	（こころの健康推進室） 養成研修の内容及び活動場所については、ご意見を参考に検討してまいります。
第5章 6 保健・医療 の推進	退院後の生活の中で、居住の問題、財産管理が出来ない等の諸問題を抱える方が多い。福祉サービスの他に、精神障害者を専門とする地域の中で、サポートをする見守り隊のような組織があるといいと思う。例えば、市民後見人養成講座を受講した人を対象として、地域の精神障害者をサポートする役割のような活動をしたらどうかと思う。市民後見人養成講座を修了しても、すべての受講者が後見人選任されないので、活動する場所を提供してほしいと思う。	（こころの健康推進室） 精神障害者の支援を考えるうえで、地域の方々によるサポートはとても重要であり、地域の方々の精神障害への理解が不可欠です。そのため各保健所において精神障害に関する地域住民等への普及啓発を行っているところで。今後も、御意見を参考に精神障害に関する普及啓発を行ってまいります。
第5章 6 保健・医療 の推進	各市町村レベル、圏域レベルでの精神障害者地域精神保健福祉推進協議会が、開催されることを期待する。協議会の中には、当事者、当事者家族の参加を希望する。その他にも、ボランティア団体等の福祉に関心のある方の幅広い参加を希望します。	（こころの健康推進室） 全圏域で地域精神保健福祉推進協議会に取り組んでおり、各市町村においては、障害者自立支援協議会を設置しているところ。圏域における各協議会の構成員については、各地域の課題や支援体制等によって当事者、家族等も構成員となっているところ。
第5章 6 保健・医療 の推進	障害者の親亡き後問題を最近すぐく考えています。その中で、財産管理、契約等の法律行為がどのようにしてするのが不安に感じる。現状では、後見人制度がある。然し、裁判所の手続きが複雑であったりする為躊躇する制度である。社会福祉協議会が中心となって、金銭管理をするシステムがあるが、実際に消費者トラブルに巻き込まれた場合等の対応は不十分であると思っている。障害者の中には、資産家の障害者もいる。専門家の後見人をつけると費用も掛かるので、市民後見人制度が各市町村レベルで、普及するとよいと思う。限られた、養成講座の時間数の中で、専門知識を得たり、高めるには、厳しいものがあるので、養成講座のレベル分けのようなものがあると良いと思う。例えば、入門、基礎、実務、専門等のクラス別の受講も効果があると期待するところである。	（障害福祉課） 障害者数は増加傾向にありますが、障害者を子に持つ親が自ら病気や高齢化、あるいは死亡等により、従来、親が支えていた障害者の財産管理や身辺監護などに係る成年後見の必要性が高まっています。こうした状況も踏まえ、本県としましては、成年後見制度の普及啓発として、関係者に対して研修会を開催し地域における体制整備を推進しています。具体的には、例年、成年後見制度の概要、障害者の権利擁護等、広く制度周知を図るため、尾張、三河の2地区で福祉サービス従事者等を対象にそれぞれ1回ずつ、普及啓発研修を実施しております。また、成年後見制度の利用推進の要となる成年後見センターの設置が進むよう、市町村等関係機関間の連携が強化されるよう支援するため、市町村職員（障害担当、高齢担当）、相談支援従事者、社協職員、地域包括支援センター職員等の相談窓口職員を対象とした地域活動推進研修を開催しております。なお、社会福祉協議会等の法人に対しては、法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築や研修を実施する事業として「成年後見制度法人後見支援事業」がございますので、こちらについても、社会福祉協議会等の法人後見知識等の醸成のため、市町村へ事業実施を促してまいりたいと考えております。 素案においては、第5章4「権利擁護の推進及び行政等における配慮の充実」において、成年後見制度の利用促進について記載しています。（素案P51～53）